

R8年度 PTA細則「慶弔費に関する取扱い」の改定について

戸田市立戸田第一小学校 PTA 細則

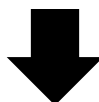
現在

第4条 慶弔に関する取扱い

1. 本会は、児童・保護者および教職員に対して、以下のような慶弔見舞いを行うものとします。
 - (1) 児童の保護者、児童本人、または教職員が亡くなられた場合には、香典として5,000円を贈ります（教職員については1親等の親族とみなします）。
 - (2) 教職員の転出または退職に際しては、勤続年数にかかわらず餞別を贈ります。ただし、校長および教頭については別途金額を考慮します。
 - (3) 本会または学校に対して特に深い関わりのあった方の弔事に際しては、花環または供花等を贈ります。
 - (4) 児童・教職員・会員がPTA活動中の事故により、2週間以上の入院を要した場合には、見舞金として5,000円を贈ります。
 - (5) 上記に該当しない場合でも、役員会の判断により必要に応じた対応を行うことができます。

細則の慶弔見舞いの対象について、項目により、会員以外に「児童」「教職員の1親等の親族」まで対象となっていました。対象をすべて「会員」に改定いたします。

理由は、会員以外の「児童」や「教職員の1親等の親族」という対象の決定が曖昧であったり、1親等の親族の弔事においては公表されない方もいて、公平性に欠けると判断したからです。下記改定（案）はPTA会員（保護者・教職員）の「会員本人」を対象としました。



改定案

第4条 慶弔に関する取扱い

1. 本会は、~~児童・保護者・教職員~~および**会員**に対して、以下のような慶弔見舞いを行うものとします。
 - (1) ~~児童の保護者、児童本人、または教職員が~~**会員が**亡くなられた場合には、香典として5,000円を贈ります（~~教職員については1親等の親族とみなします~~）。
 - (2) 教職員の転出または退職に際しては、勤続年数にかかわらず餞別を贈ります。ただし、校長および教頭については別途金額を考慮します。
 - (3) 本会または学校に対して特に深い関わりのあった方の弔事に際しては、花環または供花等を贈ります。
 - (4) ~~児童・教職員・会員が~~**会員が**PTA活動中の事故により、2週間以上の入院を要した場合には、見舞金として5,000円を贈ります。
 - (5) 上記に該当しない場合でも、役員会の判断により必要に応じた対応を行うことができます。